

J A M 政策NEWS

2003年4月18日 第2003-28号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働基準法・労働者派遣法 改悪反対4.17集会

4月17日、東京・日本教育会館で、連合主催の「労働基準法・労働者派遣法改悪反対4.17集会」が開催されました。一連の法案は、労働者保護に主眼をおいたものでなく、規制緩和の名を借りた改悪法案となっています。

労基法は「できない」が原則

労働基準法は、労働条件の最低基準を定めた法律です。使用者はこの基準を理由として、労働条件を低下させてはならず、さらに労働条件を向上させるようにしなければならないと定められています。ですから、労働基準法のほとんどの条文は「使用者は をしてはならない(できない)。ただし、例外で ができる」となっています。

今回の法案には「解雇」について条文が新設されました。ところが、その内容は「使用者は労働者を解雇することができる。ただし合理的な理由のない解雇はできない。」となっています。これは「できない」を原則とした労働基準法の理念とは全く逆のものです。解雇という、私たちの生活にとって最も重要な事項をこのような形で労働基準法に入れることは、原則解雇は自由、使用者はいつでも労働者を解雇できるというということになります。

また、「有期労働契約」の上限を1年から3年に緩和、「企画業務型裁量労働制」の導入や運用に関する各種手続き・要件を緩和する等、雇用

の不安定化や長時間労働の拡大を促進しかねない内容となっています。

製造現場にも派遣労働者が

労働者派遣法では、派遣期間の上限を一般業務は1年間、専門型26業務は3年間と定めていますが、今回の法案ではこの派遣期間を一般業務3年間、専門型26業務は3年ルールを廃止して、無制限にすることができるとしています。派遣先にとって利用しやすくなるだけで、不安定な地位にある派遣労働者にはなんの配慮もありません。

また、物の製造への派遣は禁止されていましたが、法案では1年を上限として解禁するとなっています。請負と派遣の区分が徹底していないこと、労災補償や安全衛生に関する責任体制等さまざまな問題があります。

5月・統一行動月間

集会では、野党議員参加のもと、労働基準法・労働者派遣法の改悪を許さず、抜本修正を求める意思統一を行いました。

JAM・小山副書記長は「法案の抜本修正ができないなら、廃案に追い込もう。JAMは連合構成組織のみなさんとともに、先頭に立って行動を起こしていきます!!」と構成組織を代表して決意表明を行いました。連合は5月を統一行動月間に設定し、様々な行動を展開します。

声をあげよう！労働法制改悪NO